

陸上自衛隊訓令第9号
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項の規定に基づき、陸曹航空操縦学生
たる自衛官の命免等に関する訓令を次のように定める。

昭和41年7月1日

防衛庁長官 松野頼三

陸曹航空操縦学生たる自衛官の命免等に関する訓令

改正 昭和44年12月17日庁訓第42号
平成4年11月19日陸自訓第32号
平成8年2月29日庁訓第9号
平成13年11月2日庁訓第76号
平成15年12月19日庁訓第72号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年1月15日省訓第1号
平成21年7月17日省訓第44号
平成28年3月28日省訓第18号
平成29年2月9日訓令第3号
平成29年6月8日省訓第38号

（趣旨）

第1条 この訓令は、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第7条の3に規定する飛行幹部候補生となるべき陸曹たる自衛官の命免等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の自衛官を陸曹航空操縦学生と称する。

（命免）

第2条 3等陸曹の階級にある自衛官で当該階級に任用後1年以上を経過し、かつ、年令31歳未満のものであつて陸曹航空操縦学生試験に合格したものは、陸曹航空操縦学生を命ずる。

2 陸曹航空操縦学生の命免並びに陸曹航空操縦学生を命ずる際の補職及び入校の発令は、陸上幕僚長が行なう。

（試験）

第3条 陸曹航空操縦学生試験は、次の各号に掲げる方法によつて行なう。

- (1) 筆記試験
- (2) 身体検査
- (3) 適性検査
- (4) 口述試験

2 前項に定めるもののほか試験の方法及び手続に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

（教育訓練）

第4条 陸曹航空操縦学生の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）に定めるところによる。

2 陸上幕僚長は、陸曹航空操縦学生で同期の者ととともに所定の教育訓練を修了することができないと認める者については、次期以降の者ととともに所定の教育訓練を受けさせることができる。

（陸曹航空操縦学生を免ずる場合）

第5条 陸曹航空操縦学生たる自衛官が次の各号の一に該当する場合には、陸曹航空操縦学生を免ずるものとする。

- (1) 成績の不良又は心身の故障のため所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合
- (2) 陸曹航空操縦学生としてふさわしくない行為があつた場合
- (3) 前各号のほか、陸曹航空操縦学生としてその職務に必要な適格性を欠く場合

附 則

この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月17日庁訓第42号）

1 この訓令は、昭和44年12月17日から施行する。

- 2 この訓令施行の際現に操縦幹部候補生として任用されている者は、この訓令の規定による飛行幹部候補生として任用されたものとみなす。
 - 附 則（平成4年11月19日陸自訓第32号）
この訓令は、平成4年11月19日から施行する。
 - 附 則（平成8年2月29日庁訓第9号）
この訓令は、平成8年2月29日から施行する。
 - 附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）
この訓令は、平成13年11月2日から施行する。
 - 附 則（平成15年12月19日庁訓第72号）
この訓令は、平成15年12月19日から施行する。
 - 附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
 - 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
 - 附 則（平成20年1月15日省訓第1号）
この訓令は、平成20年1月16日から施行する。
 - 附 則（平成21年7月17日省訓第44号）
 - 1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。
 - 附 則（平成28年3月28日省訓第18号）
この訓令は、平成28年3月29日から施行する。
 - 附 則（平成29年2月9日省訓第3号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年6月8日省訓第38号）（抄）
- 第1条 この訓令は、平成29年6月8日から施行する。